平成２３年（フ）第３７８６号
東京都武蔵村山市中央４丁目21―１―102
債務者　竹内　一美（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７８７号
東京都福生市大字熊川95―355
債務者　佐藤吉雄こと　金　　海基
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７９０号
東京都足立区東和２丁目22―11―204
債務者　蛭町　雪江（旧姓大竹）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７９２号
東京都町田市三輪町306―６
債務者　長谷川拓郎
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７９７号
東京都足立区日ノ出町33―６―201
債務者　小川　静華（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７９８号
千葉県市川市塩焼１丁目10―８―３
債務者　藤田　　強
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８０１号
東京都中野区中野６丁目８―21―204
債務者　稲木　雄二
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９１号
神奈川県大和市上草柳９丁目19番24号
債務者　木藤　隆一
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９２号
神奈川県大和市鶴間１丁目21番25号　シャトレー沖野Ⅲ203
債務者　木藤八重子こと　姜　　貴愛
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７８号
横浜市戸塚区舞岡町3482番地　東子寮302号
債務者　中　　康治
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７９号
横浜市鶴見区平安町２丁目13番地９
債務者　高木奈美子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８３号
横浜市栄区上之町43番９号
債務者　小山登喜男
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１０号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目15番28―305号
債務者　花田　義明
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２２号
横浜市西区西戸部町２丁目181番地
債務者　愛澤美枝子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２３号
横浜市西区元久保町11番３号　寿荘６号
債務者　遠藤　勝夫
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８８号
横浜市西区岡野２丁目13番５―310号
債務者　横田　　暁
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部